

環境省の所管する競争的研究資金における不正使用及び不正受給に係る
研究費の執行停止、応募資格の制限及び研究費の返還等に関する規程

平成17年3月22日

改正 平成19年4月20日

改正 平成25年2月 1日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

総合環境政策局

地球環境局

(目的)

第1条 この規程は、環境省の所管する競争的研究資金において、不正使用又は不正受給がなされた場合に、これらに関与した研究者等に対し、研究費の執行停止及び応募資格の制限等について定めるとともに、当該研究費の配分を受けた研究機関に対する研究費の返還について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「環境省の所管する競争的研究資金」とは、環境研究総合推進費及び地球温暖化対策技術開発・実証研究事業をいう。
- (2) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失により、環境省の所管する競争的研究資金における研究費を他の用途に使用した場合、その他法令等に違反して研究費を使用した場合をいう。
- (3) 「不正受給」とは、偽りその他不正な手段により環境省の所管する競争的研究資金において研究費を受給した場合をいう。
- (4) 「研究者」とは、環境省の所管する競争的研究資金の配分を受けて研究・技術開発を行う研究者を指し、研究代表者、研究分担者又は研究協力者であることを問わない。
- (5) 「研究機関」とは、研究者が、環境省の所管する競争的研究資金の配分を受けて研究・技術開発を行う際に所属する大学、試験研究機関又は民間企業等の機関をいう。

(研究費の執行停止及び応募資格の制限)

第3条 環境省は、不正使用に関与した研究者又は不正使用に関与していたとまでは認められなかったものの、研究実施に当たり、研究費を管理する責任者としての義務に違反した研究者（以下「不正使用に関与した研究者等」と

いう。) に対し、研究費の執行を停止させる。なお、研究費の執行停止期間は、研究費の執行停止を行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降2年以上5年以内の間で不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間とする。

また、環境省は、不正使用に関与した研究者等に対し、環境省の所管する競争的研究資金への応募資格の制限を行う。なお、応募資格の制限期間は、不正使用の内容等を勘案し、研究費の返還があった年度の翌年度以降、別表に掲げる期間とする。ただし、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合には、応募資格の制限をせず、嚴重注意を通知する。また、不正使用に関与した研究者等の研究課題に係る研究に参加した他の研究者の研究費については、研究の進捗状況及び今後の研究の成果等を勘案して決定することができる。

- 2 環境省は、不正受給に関与した研究者又は不正受給に関与していたとまでは認められなかったものの、研究実施に当たり、研究費を管理する責任者としての義務に違反した研究者(以下「不正受給に関与した研究者等」という。)に対し、研究費の執行を停止させる。なお、研究費の執行停止期間は、研究費の執行停止を行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降5年間とする。

また、環境省は、不正受給に関与した研究者等に対して、環境省の所管する競争的研究資金への応募資格の制限を行う。なお、応募資格の制限期間は、研究費の返還があった年度の翌年度以降、別表に掲げる期間とする。

(通知及び公表等)

第4条 環境省は、前条第1項及び第2項の規定により、研究費の執行停止を行う場合には、不正使用に関与した研究者等又は不正受給に関与した研究者等にその旨を通知する。また、応募資格の制限を行う場合には、不正使用又は不正受給の内容、研究費の執行停止期間、応募資格の制限期間等を文書により通知するものとする。

- 2 環境省は、不正使用に関与した研究者等又は不正受給に関与した研究者等が、他の府省の競争的研究資金においても不正使用又は不正受給に関与していた場合において、環境省が通知した応募資格の制限の終期が、他の府省の通知した応募資格の制限の終期よりも早い場合、当該研究者等に対し、応募資格の制限期間として、他の府省が通知した応募資格の制限の終期までの期間を通知することができる。

3 環境省は、第1項に規定する事項を通知したときは、不正使用又は不正受給に関与した研究者等の氏名、資金名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じた措置の内容等について、速やかに公表するとともに、関係府省間で当該情報を共有する。

(研究費の返還)

第5条 環境省は、不正使用又は不正受給がなされた研究費を執行又は保有している受託機関の代表者又は補助事業者に対し、当該研究費について期限を定めて返還させる。

(競争的研究資金への応募の不採択)

第6条 環境省は、不正使用に関与した研究者等又は不正受給に関与した研究者等が、研究費の執行停止を行った日から応募資格の制限の始期までの期間において研究代表者として環境省の所管する競争的研究資金に応募している場合には、その研究課題を採択せず、採択後に研究代表者であることが判明した場合には、その研究課題の採択を取り消す。

また、当該研究者等が研究分担者等として応募している課題については、当該研究者等を除外しなければ採択しない。なお、採択後に当該研究者等が研究分担者等となっていることが判明した場合には、その研究課題の採択を取り消すことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、不正使用又は不正受給がなされた場合の取扱いについては、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年3月30日 総合環境政策局長決定。その後の改正を含む。)その他競争的資金に係る政府の指針、申し合わせ文書等を踏まえ、必要な措置を講じることができる。

附則

この規程は、平成25年2月1日から実施する。ただし、平成24年度以前に開始した事業の不正使用について、規程の施行日以降に応募資格の制限期間を決定する場合で、改正後の規程において算定された応募制限期間が改正前の規程において算定された応募制限期間より長くなる場合には、改正前の規程において算定された応募制限期間を適用する。

別表

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者		応募制限期間	
不正使用に関与した研究者（第3条第1項）	1. 個人の利益を得るために使用した場合	10年	
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断される場合	5年
		② ①及び③以外と判断される場合	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断される場合（注2）	1年
不正受給に関与した研究者（第3条第2項）		5年	
不正使用又は不正受給に関与していたとまでは認められなかったものの、研究実施に当たり、研究費を管理する責任者としての義務に違反した研究者（第3条第1項及び第2項）		不正使用又は不正受給に関与した研究者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、1年に満たないものは切り捨て）	

（注1）いずれの場合においても単純な事務処理の誤りであったと認められる場合についてはこの限りではない。

（注2）別表③の場合で、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

（注3）別表①～③に係る社会への影響及び行為の悪質性に関する評価基準は別紙による。

応募制限期間等の決定に当たっての評価基準

I. 原則、以下の2つの指標（「1. 社会への影響」及び「2. 行為の悪質性」）に基づき、不正使用の事案の評価を行う。

1. 「社会への影響」に関する指標（1～3点による3段階評価）

①不正使用を行った研究費	<input type="checkbox"/> 50万円未満 <input type="checkbox"/> 50万円以上100万円未満 → 素点1 <input type="checkbox"/> 100万円以上300万円未満 → 素点2 <input type="checkbox"/> 300万円以上 → 素点3
②コンプライアンスを推進する立場にある研究者であったか	<input type="checkbox"/> 立場ではなかった <input type="checkbox"/> 立場であった → 素点1
③研究代表者であったか	<input type="checkbox"/> 代表者ではなかった <input type="checkbox"/> 代表者であった → 素点1
「社会への影響」の評点 (a)	1点(素点:0、1) 2点(素点:2) 3点(素点:3、4、5)

2. 「行為の悪質性」に関する指標（1～3点による3段階評価）

①不正使用を行った年数	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 → 素点1 <input type="checkbox"/> 3年以上 → 素点2
②他の者と共同して不正使用を行っていたか	<input type="checkbox"/> 共同していなかった <input type="checkbox"/> 一部でも共同していた → 素点1
③本事業以外の用途に使用していたか（「私的流用」は除く）	<input type="checkbox"/> 本事業の遂行に使用していた <input type="checkbox"/> 本事業以外の用途に使用していた → 素点1
④複数の競争的資金制度において不正使用を行っていたか	<input type="checkbox"/> 行っていなかった <input type="checkbox"/> 行っていた → 素点1
「行為の悪質性」の評点 (b)	1点(素点:0、1) 2点(素点:2) 3点(素点:3、4、5)

「社会への影響」及び「行為の悪質性」の評点の合計 ((a)+(b))	2点	3点	4点	5点	6点
応募制限期間	1年	2年	3年	4年	5年

II. Iの評価結果（「社会への影響」及び「行為の悪質性」の評点の合計 ((a)+(b))）を踏まえ、下記の事項を考慮した上で、応募制限期間等を決定する。

1. 上司（教授等）からの命令（脅迫・強要等）により、立場上これに従わざるを得なかった事実を確認できた場合、応募制限期間を1年減ずる（下限1年）。
上司（教授等）としての研究者がその立場を利用して命令（脅迫・強要等）により、部下の研究者等に対してこれに従わせる行為があった事実を確認できた場合、応募制限期間を1年加重する（上限5年）。
2. 「1. 社会への影響」に関する指標の評点 (a) 及び「2. 行為の悪質性」に関する指標の評点 (b) の合計 ((a)+(b)) が4点又は5点となり、かつ、いずれかの指標において、素点が4以上あった場合、適宜、応募制限期間を加重することができる（上限5年）。
3. 上記以外に、不正使用を行った者の責任を減じ、又は加重すべき事由がある場合、適宜、応募制限期間を加減することができる（下限1年、上限5年）。
4. Iの評点の合計 ((a)+(b)) が2点で、かつ不正使用を行った研究費が10万円未満の場合、個別の事情を十分に勘案し、応募制限を科すことが相当であると判断する特段の理由が無ければ、「厳重注意」の措置を講ずる。

I・IIの評価基準に基づき決定した応募制限期間等は以下のとおり。

□ 厳重 注意	応募制限期間				
	□ 1年	□ 2年	□ 3年	□ 4年	□ 5年

左記の応募制限期間等とした判断理由

()